

## ＊産後ケアのご利用を考えている方は、必ずご一読ください＊

令和8年4月作成

### 佐倉市産後ケア事業の利用にあたって

#### ① はじめに

- 施設の空き状況や感染症の流行状況等により、ご希望に添えない可能性があります。

#### ② 感染対策について

佐倉市では、産後ケアを安全に利用していただくために、以下の点にご理解ご協力をお願いしています。

- ご自身やお子さま、ご家族の体調不良の際は、利用を控えてください。利用をとりやめ、または変更する場合は、必ず予約した施設、または訪問担当の助産師にご連絡をお願いします。
- 感染対策の詳細につきましては、利用施設等にお問い合わせください。

#### ③ 施設・事業者との情報共有

- 佐倉市産後ケア事業業務委託契約及び「産後ケア事業申請書兼同意書」の同意書に基づき、産後ケア利用前後に、お母さんやお子さまの健康状態等について、市と各施設／事業者とで情報共有しております。
- 産後ケア利用後の健康状態の確認や支援のため、保健センターからお電話をすることがありますので、以下の電話番号から連絡が入った際は、必ず電話に出てくださいますようお願いいたします。

●健康管理センター 043-485-6712

●西部保健センター 043-463-4181

#### ④ キャンセルについて

- キャンセルすることが分かり次第速やかに、利用施設または訪問担当の助産師に直接ご連絡をお願いします。
- 場合によってはキャンセル料が発生し、利用日数（回数）が減ることもありますのでご注意ください。

### 訪問型産後ケアをご利用の方

#### ① 訪問担当助産師からの連絡

- 個人の携帯電話等からご連絡いたします。事前に訪問担当助産師の電話番号をお知りになりたい場合は、健康管理センターまでご連絡ください。

(裏)

## 宿泊型・日帰り型産後ケアをご利用の方

### ① 体調不良時の対応について

- 利用期間中は、施設での医療行為や薬の処方はできません。利用中に体調不良になった場合は利用を中止し、医療機関の受診を勧める場合があります。
- 利用中に利用者またはお子さまに発熱や風邪の諸症状など感染症の疑いがあるときや、明らかな体調不良が認められるときは、利用期間中であっても退所していただきます。

### ② 施設利用中の服薬について

- 服薬が必要な場合は、利用者ご本人が管理を行ってください。
- 出産後に鉄剤などの服薬が必要な方で、利用期間中も服薬する場合には、出産された医療機関にて十分な処方を受けてから入所してください。

### ③ 食事について

- アレルギーがある食材については、事前に利用施設へお申し出ください。また、治療食などの特別食については対応しかねます。

### ④ 施設利用中のきょうだいの利用について

- 宿泊型及び日帰り型産後ケアをご利用される場合は、一部の施設を除き、きょうだいの利用（入所）はできません。

### ⑤ 災害時の対応

- 火災や地震等の災害時の避難経路は、利用の際にご確認ください。万が一施設利用中に災害が発生した場合は、施設職員の指示に従って行動してください。

### ⑥ その他

- 施設利用中は外出ができません。
- 施設利用中の面会の条件等は施設によって異なります。ご利用の施設にご確認ください。

佐倉市健康推進部 母子保健課  
母子保健班 産後ケア事業担当  
電話番号：043-485-6712